

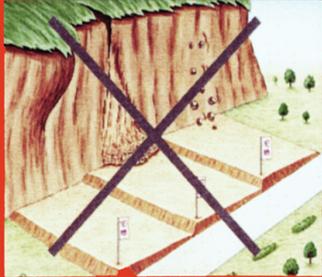
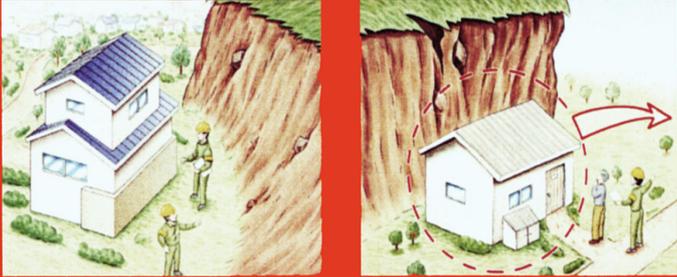
土砂災害防止法の概要

『土砂災害防止法』とは

土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うものです。

指定される区域には、**土砂災害警戒区域(イエローゾーン)**と**土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)**があります。

【正式名称】
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
 (平成12年法律第57号)

土砂災害警戒区域では	土砂災害特別警戒区域では	
 <p>土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。</p>	 <p>特定開発行為に対する許可制 住宅地分譲や老人ホーム、病院など防災上の要配慮者利用施設等の建設を行う開発行為には、許可が必要です。</p>	 <p>建築物の構造規制 想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか、建築確認がなされます。</p> <p>建築物の移転 生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある場合に、移転勧告等を行います。移転には、融資や資金の確保などの支援措置があります。</p>

●区域指定のイメージ図●

土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊
